

町田市長 様

町田市後期高齢者医療保険料普通徴収納付承認申出書

町田市後期高齢者医療保険料の納付方法について、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第23条第3号の規定に基づき、特別徴収（年金天引き）を中止し、普通徴収（口座振替）に変更していただきたいので、申し出ます。

申出者 (被保険者)	フリガナ		被保険者番号	
	氏名		生年月日	年 月 日
	住所		電話番号	

・連絡先(上記以外の場合ご記入ください) 氏名: \_\_\_\_\_ 電話番号: \_\_\_\_\_

【申出要件】

1. 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の納付状況が良好なこと。
2. 後期高齢者医療保険料を口座振替によって納付できること。(口座の登録が必要になります。)

お問い合わせ:町田市保険年金課高齢者医療係 042-724-2144(直通)

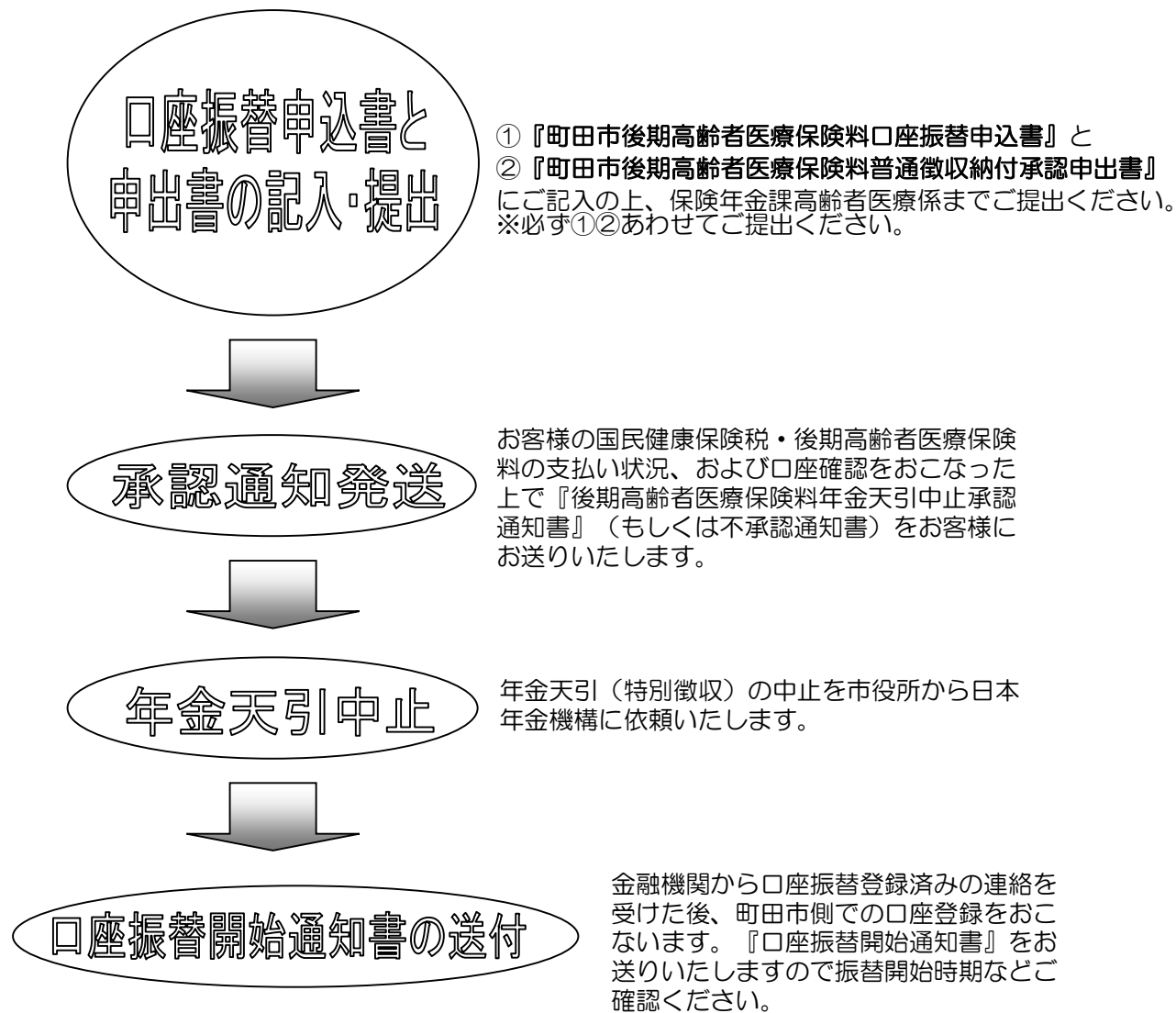
-----事務 処 理 欄-----

口座状況	登録済 ・ 新規	口座名義	本人 ・ 家族
納付状況	良 ・ 未納あり	中止月	
宛名CD		受付No.	

# 後期高齢者医療保険料の納付方法変更のご案内

(口座登録申込書 同封)

後期高齢者医療保険料を年金天引(特別徴収)から口座振替(普通徴収)へ切り替える手続きについてご案内いたします。



## 【ご注意ください】

- ◆ご記入いただいた口座振替申込書の内容に不備があった場合、初回分が納付書でのお支払いになる場合があります。
- ◆随時期の保険料は、口座振替できませんので納付書でのお支払いとなります。
- ◆年金天引中止の申出を受理してから年金天引(特別徴収)が中止になるまで3ヶ月ほどかかります。
- ◆一旦年金天引中止の手続きが完了しますと申出がない限り次年度以降も口座振替になります。
- ◆口座振替後、未納があった場合、年金天引(特別徴収)に変更されることがありますのでご了承ください。

## 社会保険控除について

社会保険料控除は、支払った方に適用されます。

口座振替の場合は、口座名義人が社会保険料控除できます。

詳しくは、税務署などにお尋ねください。